

「屋外貯蔵タンクの予防保全に関する調査検討会」  
開催要綱

(目的)

第1条 本検討会は、平成6年消防危第74号通知（コーティング指針）の見直しに資する技術、知見を整理し、提供することを目的とする。

(調査検討事項)

第2条 検討会は次の事項について調査検討を行う。

- (1) コーティングに関する国内における実態調査等に関する事項
- (2) コーティングに関する国内外の規格、文献調査等に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁予防課危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故があるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から令和9年3月31日までとする。

(秘密保持)

第5条 検討会の委員は、非公開情報とされた資料について、検討会の開催期間中及びその終了後において、これを秘密として保持し、他の出席者及び消防庁の検討会担当者を除く第三者に開示し、又は公表しないこと。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、消防庁予防課危険物保安室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

- 2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、令和8年7月16日から実施する。